

広島県教育委員会訓令第三号

本 庁  
地 方 機 関  
県 立 学 校  
学校以外の教育機関

技術員のうち再任用された職員の特例に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十五日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

技術員のうち再任用された職員の特例に関する規程を廃止する訓令

技術員のうち再任用された職員の特例に関する規程（平成十三年広島県教育委員会訓令第二号）は、廃止する。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。